

塩田の所有形態とその変化について (5)

—広島県瀬戸田塩田を中心として—

重見之雄

はじめに

瀬戸内海の沿岸に存在していた塩田について、明治期の近代的土地所有成立以後の所有者の変遷とその所有規模の変化を追跡し、塩田地主の地域的性格と、塩業の生産力と生産構造が地域によってどのように異なっていたかを明らかにすることを、最終的なおもな目的とする。

拙稿の(1)¹⁾では山口県の平生塩田を中心に検討した。一般に山口県の塩田は土地生産性が低く、しかも特定個人がかなりの面積割合を所有するという、いわば所有の集中はあまりみられない。しかし山口県の塩田の中では最も所有の集中が進んでいたという点で、この平生塩田を取り上げた。ここでは明治20年代から30年代にかけて、かつての萩の御用商人であった熊谷家と、岩田村の国光家が最大の所有者で、いずれも村外地主であった。明治中期からは農地地主である中村家と、油商を営んでいた森本家が新たな塩田地主として台頭するが、あまり激しい所有者の交替はみられない。

拙稿(2)²⁾では愛媛県の伯方塩田を取り上げた。ここは島嶼部で、しかも当初大部分の塩田は村外地主が所有していた。そして彼らの大半は今治の綿業との関りをもっていた。平生ほどの特定地主への所有の集中はみられなかったが、塩田を売却しては綿業に投資したり、また綿業によって資本を蓄積したものが新たな塩田所有者になるなど、所有者が著しく交替する中で、村外地主の所有割合が減少し、地元所有者の手に帰している。

拙稿(3)³⁾では、当初から大部分を地元の塩田地主が所有していたという点で、広島県の竹原塩田を取り上げた。ここでは明治時代に広島

県下でも高額所得者に属する頼家や桐谷家・亀田家などが所有していたが、桐谷家や亀田家は明治中期から順次塩田を売却しており、頼家も最終的には全部売却している。そして(4)⁴⁾では、広島県東南部の水田地帯を背景とした松永塩田を取り上げた。ここでは明治から大正にかけて、当時広島県最大の農地地主であった福山市の藤井家が約20町歩、次いで松永の石井家が約18町歩と、両方で松永塩田の約3分の1を所有していた。後者は金融業の失敗とかで大正4年に全部塩田を売却したが、その大半は松永で木履業を営みつつ資本を蓄積していた丸山家が購入している。藤井家は別に新たな事業に投資するために、大正末から昭和初期にかけて全部売却している。それをかつての小作人や松永の中小地主数名が購入した。

入浜式塩田は1.5～2町歩ごとに区画され、これを1塩戸と称し、経営の単位であり所有の単位でもあった。そして各塩戸ごとに製塩場が付随してワンセットになっていた。売買価格は明治中期でも1塩戸当たり数千円、大正から昭和初期で数万円と高価なものであったため、1人で数塩戸を購入した例は少ない。したがって当初は特定地主によるかなりの所有の集中がみられても、それを売却することによって小規模な所有者が増大し、所有形態は分散化する。これは、塩田の所有形態の変化の一般的な傾向であることが、従来の拙稿を通じて明らかになった。そして研究方法としては、関係市町村役場に所蔵されている土地台帳により、明治時代からの各塩田ごとの所有者の変遷を追跡し、それに基づいて現地での聞き取り調査を行った。しかし種々の問題点を、どの地域についても、画一的に解明することは困難である。ここに(5)

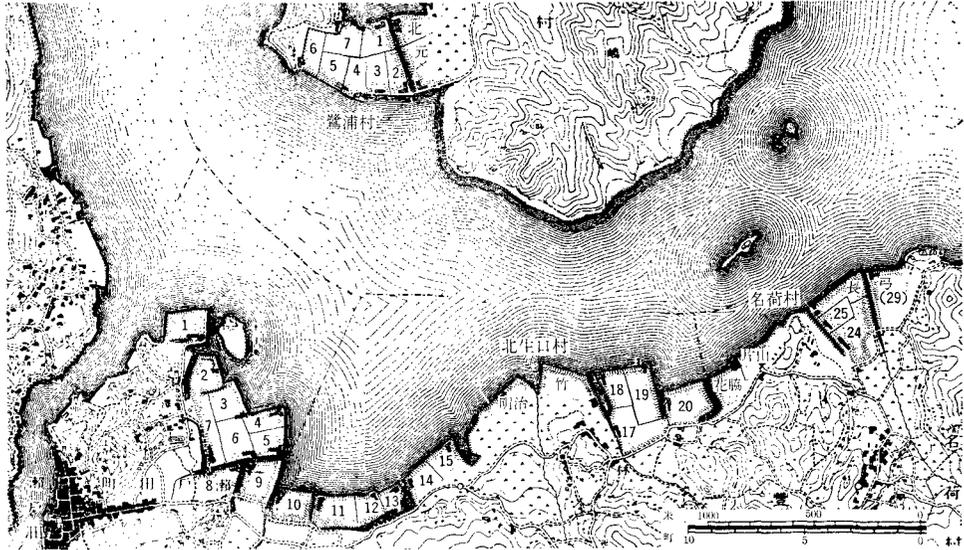


図1 生口島北側および鷺浦村向田野浦の塩田

国土地理院発行 { 明治30年 (1897) 測図「中庄村」 } 2万分の1地形図
 { " 31年 (1898) " 「瀬戸田」 }

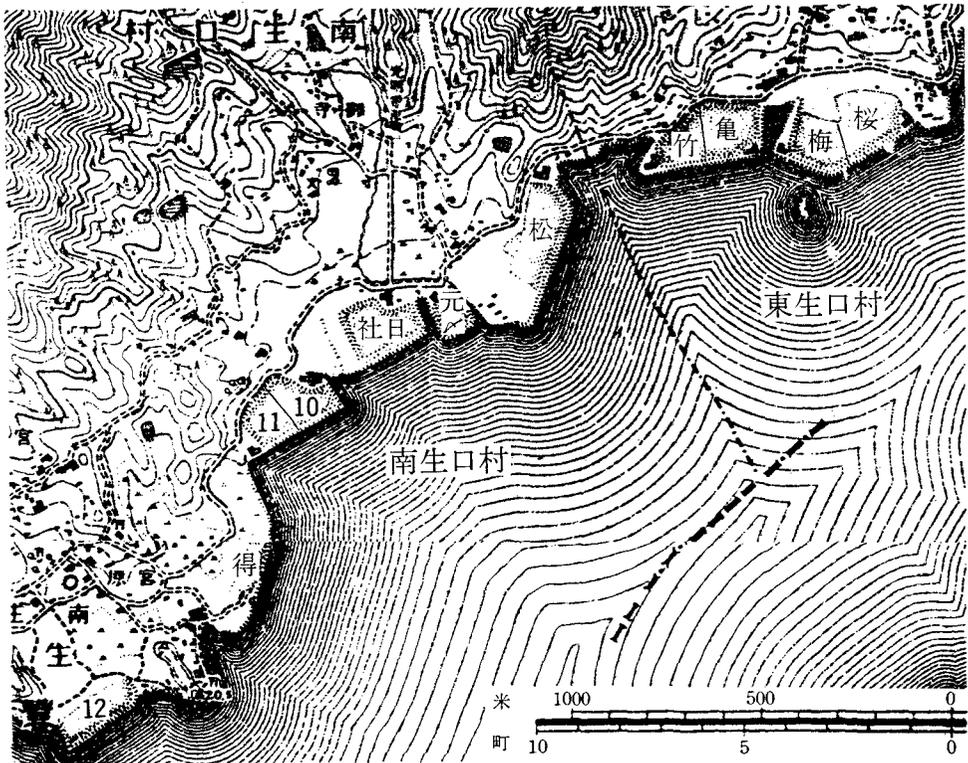


図2 生口島南側の塩田

国土地理院発行 { 明治30年 (1897) 測図「中庄村」 } 2万分の1地形図
 { " 31年 (1898) " 「岩城村」 }

として広島県の瀬戸田を取り上げた理由は、島嶼部の塩田であるが伯方塩田のような村外地主の所有がみられず、当初はほとんど村内地主が所有し、かつ特定の塩田地主によるかなりの所有の集中がみられるという特色に注目したためである。

I 瀬戸田塩田の概要

ここでいう瀬戸田塩田とは、現在の行政区画で広島県豊田郡瀬戸田町に存在した塩田約70haを指し、さらに小稿では一部三原市に所属するものを加えることにした。それらの概要を図1および図2に示した。図1は生口島の北側と佐木島の南部であるが、生口島の北側には、旧瀬戸田町、北生口村、名荷村と東西方向にはほぼ一列に並んでいた。これらは昭和19年に瀬戸田町に合併され、佐木島の鷺浦村は昭和31年に三原市に合併された。図2は生口島の南側の塩田を示したが、このうち南生口村は昭和30年に瀬戸田町に合併され、東生口村は因島市に合併された。この旧東生口村の竹、亀、梅、桜の4塩田については資料の都合上小稿では除外せざるを得なかった。

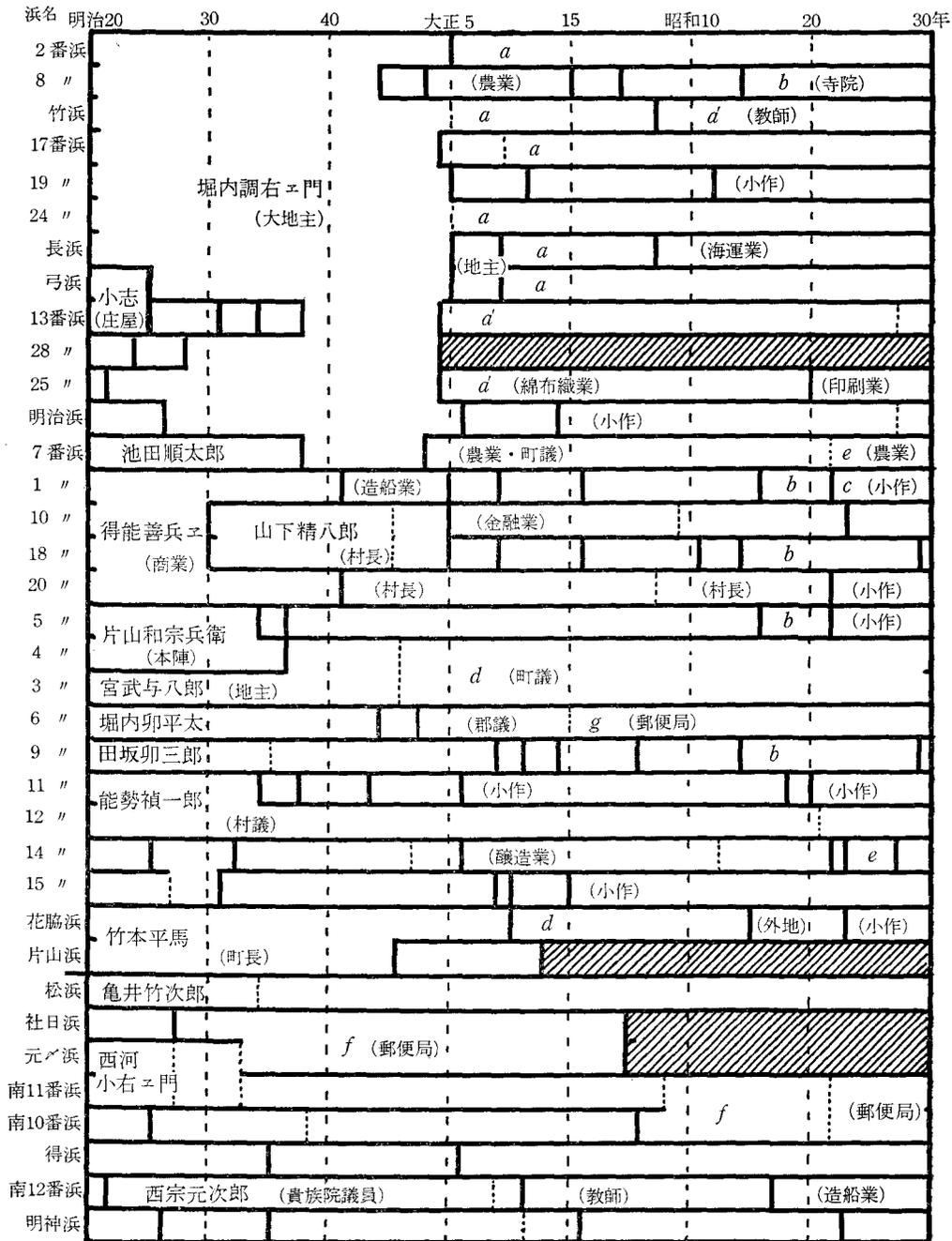
これらの開発の時期は、古いものは17世紀から、新しいものは明治中期までに及んでいる。すなわち最も古いものは図1の8・9番で、寛永15年(1638)以前、鷺浦村の元メ浜が明暦2年(1656)、そして瀬戸田1番浜が元禄2年(1689)にそれぞれ開発されている。名荷村では延宝5年(1677)から元禄8年(1695)にかけて9塩戸が開発され、明治以後はそのうち7塩戸が稼動していた。18世紀の開発は少なく、19世紀になると「鷺浦村大字向田ノ浦扇浜ハ同字上ノ浜塩田ト字和霊石島トノ海面距離南側約三百間北部約二百六十間水深干潮時ニ於テ五百石積以下船舶通航自在ナリシ箇所ヲ時ノ庄屋西原庄蔵氏公共事業ニ頗ル熱心ニシテ村民ノ生計上塩田ノ有利ナルヲ慮リ爰ニ塩田の築調事業ヲ奮起シ浅野藩主ノ許可ヲ得テ天保三年正月十五日工ヲ起シ爾後種々ノ災害ニ遭遇セシコトアルモ苦心慘憺不倦不撓能ク百雖ヲ排斥シテ終ニ天保五年

正月工を終ヘタリ当地盤ヲ七浜ニ分割シ今仍ホ原状ニ依リ業ヲ執レリ」とあり、七浜というのは図1の鷺浦村の1～7番浜のことである。図2の中では南生口村の元メ浜だけが古く寛文10年(1670)に開発され、東生口村の梅浜が天保12年(1841)、春日浜が弘化3年(1846)とこの3浜が幕末までに開発され、その他は明治以後で、最も新しいのは南生口村の社日浜で、明治17年である。要するに生口島北側の塩田は大部分が幕末までに開発されており、南側の塩田は明治初期に開発されたものが多い。しかしいずれも古いものはかなり古く、広島藩領では竹原塩田について開発の古いものようである。なお小稿で取り上げた塩田の中で最も開発の新しいものは佐木島の北東部の須上北浜で、後に図4の中に示しているように明治28年に完成しているが、その位置の関係から図1の中に示すことができなかった。

他方、廃止されたものについては、明治38年の専売制施行前については明らかでない。後に図3の中に示している28番浜は大正4年に廃止されているが、この位置は図1の名荷村の弓浜が29番浜であるから、これに隣接していたものと思われる。そして同村の片山浜が大正13年に廃止されている。いずれも成績不振からであろうが、正確な廃止理由は不明である。そして図2の中では南生口村の元メ浜と社日浜が、昭和5年の第2次塩業整備によって廃止された。それ以外の塩田は広島県では唯一つ、昭和46年の第4次塩業整備まで存続していた。

II 主要塩田地主

明治20年から昭和30年までの瀬戸田塩田の所有者の変遷を図3、および図4に示した。これらは前に示した図1および図2に対応するものである。すなわち図3は生口島のもので、大正13年に廃止された片山浜までが図1に示した生口島北側の旧瀬戸田町、北生口村、名荷村の塩田である。松浜から最下欄の明神浜までの8塩戸が、図2の生口島南側のうち旧南生口村の塩田であって、先に述べたように東生口村の4塩



a~hは2塩戸以上の所有者
 aは堀出家の直系, a'は同家の分家
 ()内は生い立ちまたは兼業

図3 塩田所有者の変遷(生口島)
 瀬戸田町役場所蔵「土地台帳」により作成

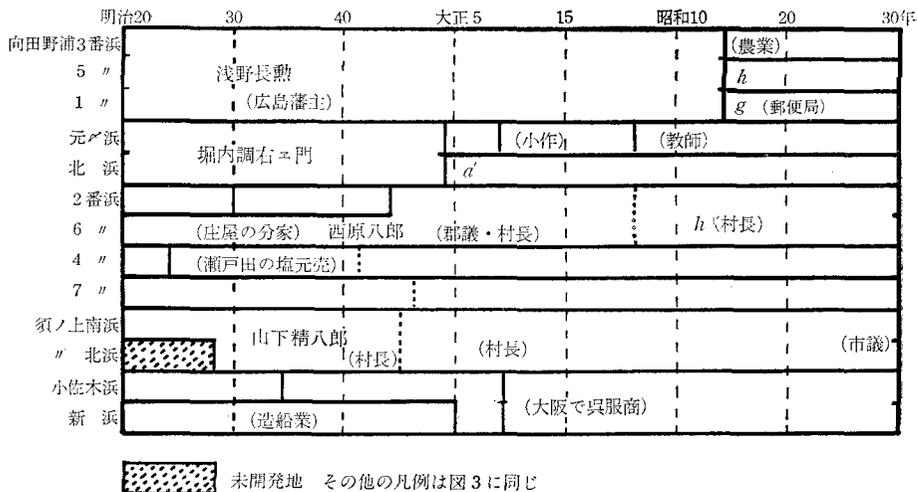


図4 塩田所有者の変遷(佐木島)

三原市役所所蔵「土地台帳」により作成

戸は除外せざるを得なかった。図4は佐木島だけを示したが、このうち向田野浦3番浜から7番浜までの9塩戸が図1の中に示されている。

図3および図4において、塩田所有者の変遷を明治20年以後からしか追跡することができなかった。これは、これらの図を作成するのに唯一の拠り所とした土地台帳が作成されたのがほぼこの頃であるという、資料的な制約によるものである。そしてたまたまこの時期がほぼわが国における寄生地主制の成立期で、塩田地主もその地位を確立したものと考えられる。瀬戸田は古くからの港町であり、商業町であるため、塩田地主の多くは商業などを兼業し、或は商業などによって資本を蓄積して塩田地主に成長したものが多くと考えられる。しかし、個々の塩田地主についての具体的な生い立ちについて明らかかなものは少ない。

図3の中で最大の塩田地主である堀内家は、屋号を三原屋と称し、調右エ門の名を襲名している。明治20年には生口島だけで7塩戸の約15町8反歩、さらに図4でみるように佐木島でも2塩戸を所有している。同家はすでに明治2年には5塩戸を所有していた。かつては酒造業を営み、問屋の中に名を連ね、文化・文政以後塩

田を集積し、明治9年には名荷長浜、佐木島での2塩戸、元ノ、北浜は明治19年に、さらに伯方島でも明治12年に1塩戸を入手しているなど、明治以後も著しい集積を続けている。そして明治26年には水田24町歩余、畑33町歩余、塩田25町歩余に山林原野や宅地を加えて、総土地所有面積は約92町歩であった⁹⁾。さらに明治31年の所有地価額は3万6千円余、納税額は1千円をこえ、広島県豊田郡第一の多額納税者になっている¹⁰⁾。さらに図3によると、明治20年以後も塩田の所有面積を増大している。すなわち生口島だけで明治37年までに6塩戸を加えて13塩戸で、約27町歩余の塩田を所有するようになった。

瀬戸田で旦那衆といわれていたのは堀内家をはじめ、古志、片山、宮武などである。これらはいずれも塩田地主であった。このうち古志家は明治25年まで弓浜と13番浜の2塩戸を所有していた。明治20年頃の所有者名義は古志古膳太になっているが、この先代は伴助という名前である。幕末頃から地方与頭とか庄屋などの村役人の中に名を連ね、明治2年頃には割庄屋格庄屋になっている¹¹⁾。結局瀬戸田では最後の庄屋であった。

片山家は図3によると、明治20年代には片山和宗兵衛の名義で4番浜と5番浜の2塩戸を所

有していた。同家は広島藩主浅野家の本陣を務めており、藩主が領内巡遊の際にはここに泊っている。同家は本来信州松代城主であったが、近世初期に没落して四国に渡り、その後寛文年間(1661~73)に瀬戸田にやってきたものらしい。そして幕末頃には町年寄、塩問屋や石炭問屋その他を兼ねる瀬戸田屈指の有力商人であった。

得能家は寛政(1789~1801)の頃から栄え、得能善兵衛は幕末には庄屋、明治12年には戸長を、そして明治22年からは初代の瀬戸田町長を務めている。また明治2年には堀内家と同様に、5塩戸の塩田を所有していた。図3にみるように、明治20年頃には生口島に4塩戸を所有する、堀内家に次ぐ塩田地主であった。図4佐木島の向田野浦4番浜を、明治24年に尾道の山路家から入手したのも得能孫一郎という同族で、明治時代から瀬戸田で塩元売業を営んでいる。

その他明治20年頃2塩戸を所有していた能勢禎一郎は、明治初期には瀬戸田や西生口村の戸長であり、竹本平馬は酒屋を営み、大正2年から7年まで瀬戸田町長であった。瀬戸田3番浜を所有していた宮武与八郎についてもその生い立ちは明らかでないが、同家は明治36年に片山家から4番浜を、大正10年に竹本家から花脇浜を入手して3塩戸を所有するようになる。明治43年に有限責任瀬戸田塩業購買組合が組織され、堀内調右エ門、宮武与八郎の次の代の毓二、得能孫一郎の3名が理事に就任しているが、「理事タル三名ハ何レモ地方屈指ノ資産家ニシテ而モ塩田地主トシテ最信用厚ク殊ニ何レモ自作塩業者トシテ当団体ニ対シ密接ナル関係ヲ有セリ」とある。

以上生口島北側の塩田地主は「古くから塩田を持っていた瀬戸田の浜旦那の仲間」であるのに対して、「農業を経営しつつ塩田を持ち他人に小作させて小作料をとる南生口の浜旦那」と、若干その性格が異なっていたようである。図3の松浜から下の南生口の塩田の所有者の中で、西河家が最も古い家らしく、西河小右エ門の次の代の関次郎が明治16年に郵便取扱所を開き、以後今日までその末代が南生口郵便局長を務め

てきている。社日浜と元メ浜は昭和5年の第2次塩業整備の対象となって廃止されたため、南10番浜を昭和6年に入手して最後まで塩田を所有し続けていた。南12番は、豊田郡忠海町出身で貴族院議員であった西宗元次郎が明治22年に入手している。同家も堀内家に匹敵する多額納税者で瀬戸内島嶼部の各地に合計十数塩戸の塩田を所有していたが、事業の失敗から大正11年に全部売却している。

図4の佐木島の塩田の所有者の中で、3塩戸を所有する浅野長勲は明治4年の廃藩置県までの広島藩最後の藩主であった。西原家の先代はこの大半の塩田を開発したもと庄屋であって、その後も郡会議員や村長を務めている。山下精八郎は須ノ上南浜を所有していたが、明治28年に北浜を開発した。この土地は村の共有地で悪水溜であった。当家も西原家と交替で鷺浦村の村長を務めている。

以上のように、明治時代の塩田地主の生い立ちと性格については、ほんの一部のものしか明らかにすることができなかったが、彼らは一応村内屈指の財産家であったという点では、他の地域の場合とほぼ同様である。

III 塩田所有者の交替

図3および図4によると、明治20年頃に所有していた塩田をそのまま所有し続けた例は少なく、かなり著しく所有者が交替していることがわかる。

堀内家の所有土地面積は前に示したが、同家は塩田や農地の大地主であるばかりでなく、金融業、貸家業、仲買や船舶海運業など多角的に事業を行うことによって、明治時代以後も順調に所得を増大させ、塩田のいっそうの所有拡大を図ることができたのも、このためであろうと思われる。明治26年の総土地所有面積約92町歩のうち、25町歩余の塩田からの所得割合が、41.1%を占めていたことが報告されている。同家では大半の塩田は自作しているが、水田からの小作米は、塩田で直接働く浜子に対する飯米を、現物給付する点で好都合であった。塩田地主で

塩田だけ所有する例はほとんどなく、多くは農地の地主でもあった。したがってこのことは堀内家のみならず、多くの塩田地主に共通していることである。しかし、塩田地主が塩田の他に農地をどの程度所有していたかはほとんど明らかでない。堀内家の所有農地はやはり島嶼部に多く、しかも水田よりも畑が多かったことから、そこからの小作麦も塩田で働く浜子に供給する飯米の他に、味噌の原料として大量に供給することができたであろう。²⁸⁾

このように明治時代を通じて隆盛を極めた堀内家も、図3をみると大正時代に入って大半の塩田を売却している。当時豊田銀行の取締役と大崎銀行の頭取を兼ねていたが、その経営が思わしくなくなり、大正4年から5年にかけて塩田の名義変更を行ったとのことである。表面的には多くを売却したことになるが、実際は近い親族に一時肩代わりを頼んだり、同様に分割して相続登記をしたものである。実際に売却もしているが、番頭などとして縁の深かった者に売却している。酒造業を止めてから海運業を始めたらしいが、明治末期にはすでにこれも廃業していた。大正初期、それもまだ銀行経営が好調であった頃、愛媛県今治市に愛媛綿布株式会社という織物会社を設立した。相続登記を

大正初年にしたものであるが、昭和7年にさらに2塩戸を売却している。これは織物会社がこの年に倒産し、その後仕末のためとのことである。²⁹⁾

片山家は遊興散財らしいが、塩田のみならず一切の財産を処分して、末代が瀬戸田に住んでいないので詳細は不明である。塩田2塩戸のうち1塩戸は宮武家が譲り受けている。得能家は庚午商会の名のもとに、日清戦争当時軍部へ薬品を納入したり、軍隊の売店や食堂を運営するなどの事業を行っていたが、これが思わしくなくなって、塩田をも売却したとのことである。図3にみるように、4塩戸のうち2塩戸は鷺浦村の村長であった山下家に明治30年に売却し、残る2塩戸も明治41年に処分している。

他方、売却された塩田を入手するには、前述したように、売買の単位が1.5～2町歩というまとまった面積に製塩場が付随して、非常に高額かつ高価なものであり、一度に数塩戸を購入し得る財力を有した者は少なかった。大正初年の状況について「塩田ノ田畑ニ比シ高価ナル原因種々アルヘシト雖モ概シテ他ノ耕地ヨリモ収益多ク且ツ塩田ハ数千円を投シテ之レヲ新築スルモ約十カ年ヲ経過セサレバ品質好良ナル食塩ヲ産出セサルヲ以テ製塩業ニ志アルモノハ競テ

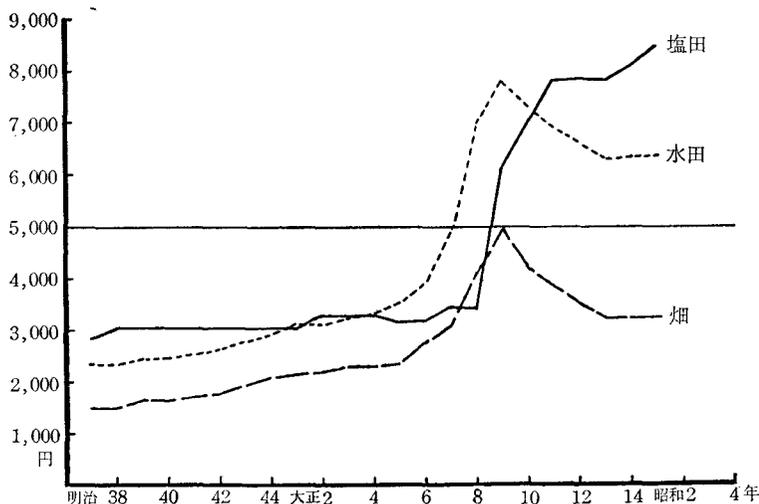


図5 1町歩当たり時価の変遷

専売局瀬戸田出張所「広島地方専売局瀬戸田出張所沿革史」(大正14年)により作成

古塩田ヲ求メントスル傾向アルニヨルモノト認ム尚塩田ハ小塩田ニ在リテモ数千円ヲ投セサルハ之レヲ求ムル能ハサルニ依リ之レヲ所有スルハ地方資産家タル名誉心ニ驅ラレテ之ヲ売払フモノ少キニ依ル³¹⁾」と説明している。図5に水田、畑と塩田の1町歩当たりの時価の変遷を示した。時期によっては塩田の方が安いこともあるが、水田や畑は区画が小さく、少ない面積でも売買の単位になり得るが、塩田は1塩戸単位であるため、単位面積当たりの価格は塩田の方が安かったとしても売買の単位の面積が大きいので、入手するとなるとかなりまとまった金額を必要とした。

明治時代に塩田を売却した得能家や片山家の塩田を入手したものは、山下家や宮武家などのような、いわば売却者とほぼ同様の性格の塩田地主であった。しかしそれ以後は造船業、金融業、醸造業などの他産業で資本を蓄積したものが新たな塩田の所有者になっている例がみられる。昭和になって新たに塩田所有者になったものの中で最大のものは金本家で、前掲図3の中にはbで示してある。同家は東洋径大鋼管株式会社を大阪に設立し、かなりの資本を蓄積した³²⁾。昭和12年、瀬戸田に耕三寺という真宗の寺院を建立し、塩田は昭和16年までに5塩戸を入手している。しかし自ら積極的に塩業経営に乗り出していたのではなく、小作に貸与していた。そして戦後、昭和22年から32年にかけて全部小作人に売却した。その頃から全勢力を寺院に投入し、西日光の名のもとに瀬戸田に年間数十万人の観光客が訪れるようになった。

さらに図3で、昭和になって新たに塩田所有者になったものには、かつて塩田の小作人であった例が多くなる。これについては後で詳述するが、かつての塩田地主には自ら製塩技術をもたないものが多かった。しかし大正から昭和にかけては自ら製塩技術を有するもので、塩田を入手しようとするものが増大してきた³³⁾。塩田で浜子として直接働き、小作人として塩田を営んできた人々である。

塩田の所有規模別人数と経営規模別人数がど

のように変化してきたかを表1～4で示した。所有規模および経営規模は、それぞれの単位である塩戸数で表わした。敢て明治38年、大正3年、昭和6年および15年を選んだのは、たまたまこれらの年に、専売公社のこの管内の塩製造許可台帳が新しく作成されたり書き改められたりしているため、画一的な状況を把握できるからである。しかも、生口島の旧東生口村を除く前に示した図3の範囲の状況を示した。表1は明治38年で専売制が施行された年である。所有塩戸数で最大は12塩戸、所有者は1人、これは堀内家で、12塩戸のうち6塩戸を経営、つまり自作しているということである。塩田を所有しているものの経営せず、小作に貸与しているものが1塩戸のみの所有者では8人、2塩戸の所有者では2人の計10人が全くの寄生地主である。逆に塩田を所有せず、経営だけしているものが19人で、そのうち1人は2塩戸を経営、18人が1塩戸を経営する小作人ということである。

堀内家が明治44年と大正3年に1塩戸ずつを売却しているので、表2の大正3年の最大所有者は10塩戸になっている。従来2塩戸以上の所有者が売却したものを入手して、新たに所有者になったものは、1塩戸だけの所有者が多い。明治38年には13人であったが、大正3年には21人に増大している。堀内家は銀行の経営不振のため、大正4年から5年にかけて、かなりの塩田を売却したことは前に述べたが、それでもなお同家が最大の所有者であり、次の世代が相続して6塩戸を所有し、そのうち1塩戸を営んでいる。したがって、表3の昭和6年の所有塩戸数では、6塩戸を所有し1塩戸を営するものが1人となっている。さらに表2の大正3年と表3の昭和9年の間には、1塩戸のみの所有者で自ら営しない、つまり小作に貸与しているものが11人から14人に増大し、自ら営するものが10人から7人に減っている。そして塩田を所有せず、営のみ行っている、つまり小作人数は17人から21人に増大している。

堀内家は織布会社の倒産から昭和7年にさらに2塩戸を売却したことも前に述べた。そのた

表1 明治38年所有・経営塩戸数別人数

	経営塩戸数					計
	0	1	2	…	6	
所有塩戸数	0		18	1		19
	1	8	5			13
	2	2	1	2		5
	⋮					⋮
	12				1	1
	計	10	24	3	…	1

「塩製造許可台帳」（明治38年）および「土地台帳」による

表2 大正3年

	経営塩戸数					計
	0	1	2	…	6	
所有塩戸数	0		17			17
	1	11	10			21
	2	1		1		2
	⋮					⋮
	10				1	1
	計	12	27	1	…	1

「塩製造許可台帳」（大正3年）および「土地台帳」による

表3 昭和6年

	経営塩戸数			計	
	0	1	2		
所有塩戸数	0		20	1	21
	1	14	7		21
	2	1			1
	3			1	1
	4				
	5				
	6		1		1
	計	15	28	2	45

「塩製造許可台帳」（昭和6年）および「土地台帳」による

表4 昭和15年

	経営塩戸数			計	
	0	1	2		
所有塩戸数	0		15	1	16
	1	10	12		22
	2	1	1		2
	3		1		1
	4		1		1
	計	11	30	1	42

「塩製造許可台帳」（昭和15年）および「土地台帳」による

め、表3の昭和6年での最大の所有者は6塩戸であったものが、表4の昭和15年には4塩戸になっている。この年に宮武家が1塩戸を加えて3塩戸の所有者になっている。昭和になって新たに塩田の集積を始めた金本家は、この時点ではまだ2塩戸を所有するのみであるが、その後最大5塩戸を所有する時期は昭和16年末以後であるため、それはまだ表4の中には現れていない。なお表3では、塩田を所有せず経営のみ行っていたものが21人であったが、表4ではこれが16人に減少している。1塩戸だけを所有して経営していなかったものは、14人から10人に減

少している。1塩戸のみを所有し、それを自ら経営するものが7人であったのが、12人に増大している。このような変化は、従来塩田を所有しない小作人であったものが、この頃になると次第に塩田を入手し、それを自ら経営するようになってくるためである。彼らの中には稀に2塩戸以上を所有するものも現れるが、大部分は1塩戸のみの所有者である。金本家のように5塩戸も所有した例もあるが、結局同家でもそれを数名の小作人に売却している。このように結局瀬戸田の場合も、他の塩田でみられるように、当初の所有の集中から分散への傾向をたどった

ことを伺うことができる。

IV 自作塩田と小作塩田

瀬戸田塩田の土地生産力は、瀬戸内の塩田の中ではほぼ平均的なものであった。しかし各塩戸ごとにも地下水の高さ、生活排水の流入状況などによって、いわゆる条件の良し悪しがあり、それが土地生産力に反映した。表5は瀬戸田でのほぼ平均的な塩田1塩戸の明治36年における収支状況を示したものである。これは自作塩田のため、支出の中には小作料という費目がない。収入は塩の売上代金がほとんどすべてであることはいうまでもない。そして専売制施行後は、これが塩納付代金と名称が変わるだけである。支出費目の中では、採かん費とせんごう費が二大費目になっている。塩田は塩の原料となる海水を濃縮するために用いられていたもので、海水を濃縮したものをかん（鹹）水といい、それを採集することを採かんといった。入浜式塩田ではこの作業が重労働で、夏の最盛期には1塩戸当たり、臨時雇用者まで含めると10人位が働いていた。したがってそれに対する労銀（労賃）と、飯米や味噌などの現物給付が行われていたが、それを金額に換算したものが採かん費の大部分を占める。せんごう（煎熬）とは、

表5 1塩戸の塩田収支（明治36年）

費目	金額(円)	備考
収入・塩売上代	3,369.59	小作料は総塩額の約 $\frac{1}{6}$
糞尿代	1.50	
計	3,371.09	
支出・採かん費	867.43	労銀41.2%、食料・給与42.6%
せんごう費	1,170.434	
建物償却費	56.067	燃料代75.1%
公課	65.217	
包装費	197.461	
資本金利子	187.779	
運送費	16.668	
雑費	3.854	
計	2,564.910	
差引純益	806.18	

専売局『大日本塩業全書』第四編(尾道塩務局瀬戸田出張所(生口島)ノ部)1915, 27~44頁

濃縮したかん水を製塩場で煮つめて塩にすることで、これに要する費用の大部分は燃料代である。燃料にはこの頃すでに石炭が使われていた。そして差引806円18銭と、当時としてははかり多額の純益が得られていることがわかる。

小作塩田の場合、「塩田ノ小作料ハ地盤ノ広狭地質ノ善悪ニ依リ一ケ年ノ製塩数量ヲ標準トシテ之ヲ定ム其額ニ至リテハ地主ト小作者トニ依リ一定ナラスト雖モ約総製塩額ノ五分ノ一内外ナルカ如シ金額ニ依リテ定ムルモノハ製塩額ヲ基礎トシテ定ムルカ如シ³⁴⁾」と当時の状況が説明されている。納入方法については「瀬戸田町名荷村北生口村鷺浦村ニ在リテハ小作ハ前年末(陰曆ニ依ル)ニ於テ翌年ノ予想相場ニ依リ年額ノ半額ヲ現金ニ換算シテ支払ヒ置キ残半額ハ陰曆干蘭盆前時価ニ依リ現金ニ換算シテ支払ヒ年末ニ於テ其平均相場(問屋ノ買入平均相場)ニ依リ過不足ヲ清算ス³⁴⁾」と説明されている。製塩額の約5分の1として1塩戸当たりの小作料は約500~600円程度、その他公課も小作人負担であったが、塩田を小作した場合、これだけの小作料と公課を負担しても、表5からみて年間200~300円の純益が得られたわけである。

専売制施行後から昭和初年までの自作と小作の人数の変化を図6に示した。小作は一般的に塩田に対する愛着に乏しく、塩田の改良などに関しても資力に乏しいので積極的な塩田の改良が行われ難いということから、大正10年頃には行政指導面で奨励され、全国的には自作塩田が³⁵⁾増大、これに伴って小作人数は減少する。ここでは、人数の変化は面積の変化と一致するので人数の変化のみを示したが、大正時代にはむしろ小作人が増大している。この傾向について、当時の瀬戸田塩田に関する行政資料は「大体ニ於テ自作経営ノモノ減少シ小作経営ノモノ増加ノ趨勢ニアルハ看過スヘカラサル現象トスヘシ而シテ塩田ノ経営力自作ヲ利トスルニ拘ハラシ却テ小作塩田ノ増加セルハ幾多ノ原因アルヘシトスルモ近時小作希望者ノ増加ニ伴ヒ小作料昂騰セル折柄経営上危険ノ伴フ自作ヲ為サムヨリハ寧ロ之ヲ他ニ小作セシメテ定額小作料ヲ取得

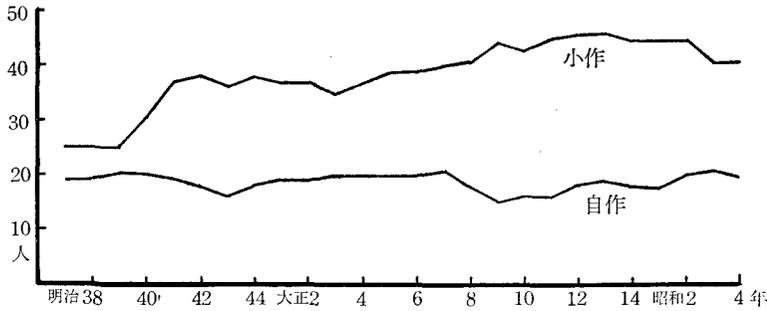


図6 自作・小作者数の変化 (出典は図5と同じ)

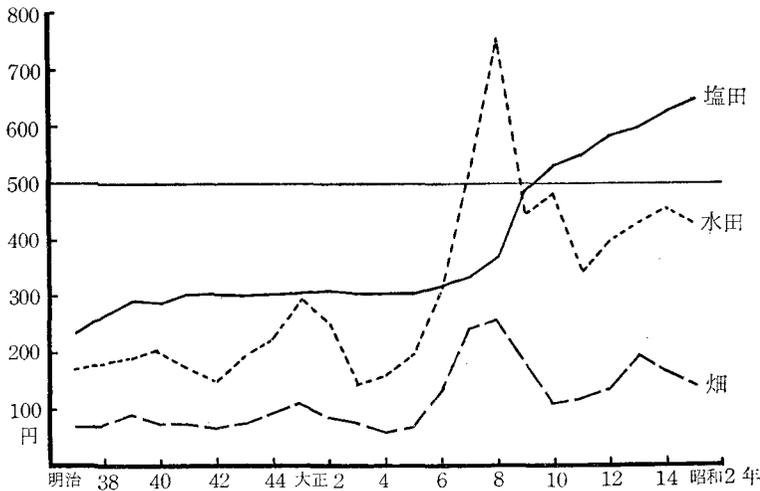


図7 1町歩当たり小作料の変遷 (出典は図5と同じ)

シ晏如タラムトスルモノ多キニ依ルモノノ如³⁶⁾シ」と説明している。このような傾向は前に示した表2と表3の間の変化にも現れている。さらに塩田や耕地1町歩当たりの小作料の変化を図7に示した。水田に比較して、大正8年の米騒動の時期以外は塩田の小作料の方が高く、かつ安定している。このことは先の引用文を裏書きするものであり、さらに小作料が昂騰する理由について「塩田小作料ノ増加ハ塩田時価ノ騰貴ニ原因スルモノ多キモ塩田ノ経営力比較的確實有利ノ事業トナリタルヲ以テ小作希望者ヲ増加シ小作ノ争奪行ハレ益々小作料昂騰ノ状勢ヲ馴致シタリ加フルニ最近数年間ニ於テ伯方出張所管内ヨリ自家労働の小作希望者ノ浸入スル

モノ漸フ多キヲ加ヘ一層小作料ノ昂騰ヲ促シタリ」と述べている。この中で伯方出張所管内というのは、愛媛県越智郡の大島がその中心地³⁸⁾で、出稼ぎ浜子を最も多く送り出している地域のことである。伯方島木ノ浦塩田の明治末期の状況であるが「塩田所在地ノ労働者尠ク大部分ハ大島者ト称シ郡内津倉、亀山、大山、宮窪ノ各村ヨリ出稼スル者ニシテ該各村ハ中等以下ノ農民浜稼ニ従事スル者非常ニ多ク地方塩田ハ勿論松永³⁹⁾、尾道、竹原地方ノ塩業ニ出稼従事セリ」と記されており、この引用文中には瀬戸田の文字は出ていないが、瀬戸田塩田でも大島出身者が多い。これらの出稼ぎ労働者が当初は一浜子であったものが、次第に地主の信用を得て各塩田の浜子

の責任者である大工（棟梁ともいう）になり、さらには塩田の経営を任されて小作人になり、資力を貯えて塩田を入手して、自作塩業者になれば成功者ということであった。

明治38年の専売制施行とともに、直接生産者に対して塩製造権が与えられた。小作塩田の場合には小作人にそれが与えられた。旧東生口村を除く生口島の塩田で、専売制施行から昭和30年までの入浜式塩田時代の塩製造権者総数は165名を数えるが、そのうち島内出身者が113名、残りの52名が島外出身者である。この52名のうち大島出身者が38名と圧倒的に多い。⁴⁰⁾彼らがやってくるようになったのは明治末期からのようであり、前の引用文中でも述べられていたように自家労働で塩田の小作を行ったので、大島の人が小作をするようになってから小作浜の自家営業が多くなり、小作を10年もすれば浜が買える位でなければというのが通念であったようである。⁴¹⁾前述したように、入浜式塩田は夏の最盛期には1塩戸当たり10人ももの労働力が必要であったので、家族数は多くても自家労働のみでの経営は困難だったであろう。しかし表5でみたように、採かんに要する費用の大部分が労賃であることから、自家労働中心で経営すれば、このうちのかなりの割合を節約することができたであろう。

なお明治末期頃までは「永小作権ヲ設定シタルモノナシ」⁴²⁾とあり、大正時代になって小作希望者が増大する中で「無謀ナル小作権ノ争奪ヲ敢テスル傾向年ト共ニ顕著トナリ」⁴³⁾とあるが、ここでの小作権とは塩田の小作をしようとする権利であって、香川県のように売買の対象となつたいわば慣行小作権は発生していなかったようである。そして図3で示したように、昭和になると生い立ちが小作である所有者が増大する。前述のように彼らは塩田で働く浜子から小作人、そして塩田所有者への道をたどった成功者である。1塩戸のみの所有者が多いが、2塩戸以上を所有するようになった例もあり、所有者自らも塩田で働いて自作してきた。大正時代に増大した小作塩田も、昭和になって減少傾向を示し

た。さらに第2次世界大戦後、地主は財産税の支払いに苦慮して塩田を小作人に払下げる例もみられた。塩田は農地改革の対象にはならなかったが、このようにして全国的にもかなり自作化が進んだ。そして長年続いた入浜式塩田が、昭和30年頃になると流下式塩田に転換され、これを機会に全部の塩田が自作化⁴⁴⁾したことは、瀬戸田も例外ではなかった。

おわりに

これまでの拙稿が、山口県平生、愛媛県伯方、広島県竹原、松永、そして今回は瀬戸田について、ほぼ同様の手法で塩田の所有形態に関する解明を試みてきた。しかし、ごく基本的な事項についてさえも、画一的に解明することは困難であった。すなわち寄生地主制がほぼ成立したと思われる明治20年頃の塩田所有者の性格について、伯方や松永などの場合はかなり明確にすることができた。しかしここで取り上げた瀬戸田については、堀内家およびその他若干のものについてしか明らかにすることができなかった。

また当初の所有者が塩田を売却した理由や、明治20年以後新たに塩田の所有者になった人の生い立ちなどは、竹原についてはかなり多くを明らかにすることができた。この点瀬戸田では、生い立ちが小作人であった人は、かなりの程度につかむことができたが、それ以外の人の生い立ちについては不明のものが多い。

逆に他地域の塩田について従来の拙稿ではほとんど明らかにすることができなかったことで、瀬戸田ではかなり明らかにすることができたこともある。それは堀内家をはじめ、その他数名の塩田地主に関する明治20年以前の生い立ちと経過である。さらに堀内家についてだけは、明治20年以後の塩田地主としての状況もある程度解明することができたが、それには先学の研究成果に負うところが大きい。

上記のように、従来の拙稿においても画一的な解明が十分なされていないにも拘らず、最初小稿で指摘した問題点のひとつである塩田地主の地域的性格について結論を下すことは、いさ

さか尚早であると思われる。しかし敢てそれを述べるならば、島嶼部という点では瀬戸田と共通性のある伯方の塩田地主の多くは、海と直接無関係である今治の綿業との関り合いをもつことによって経済的に成長したものが多い。それに対して瀬戸田の主要塩田地主は、海運業との関係を有する商人階級であったこと、そして背後に水田地帯を控えた平生や松永の塩田地主のように、塩田の他にかなり多くの水田を所有する地主は、やはり農村地主としての性格が強い。

生産力、特に土地生産力と生産構造に関してであるが、入浜式塩田の土地生産力が最も高いのは香川県の坂出、宇多津およびその周辺部で、ここでは多くの塩田が塩田地主の共同出資による法人所有になっている。しかも全部小作塩田であって、小作人同志の間で小作権が売買されていた。塩田地主会社は地主であるだけでなく、石炭や炭などの資材問屋でもあり、また専売制施行以前は塩の販売問屋をも兼ねていた。しかし瀬戸田を含む従来の拙稿で取り扱った地域の塩田は、すべて個人所有であって、これらの塩田地主で塩業に関する問屋的な機能を有していた例はきわめて少ない。そして大正時代に入ると、むしろ一般的には自作塩田が増大するが、瀬戸田塩田では小作塩田増加の傾向がみられる。これは特にこの時期に、愛媛県の大島などからの出稼ぎ移住者の影響で、小作需要が増大した。香川県のように小作権の売買はなされていないが、小作需要の増大によって小作料が高騰し、1塩戸のみの所有者でも塩田を小作に貸与して寄生化する傾向がみられたためである。そして昭和になって、かつて出稼ぎにやってきた小作人の中の成功者が塩田を入手し、家族労働中心で自作経営する例が多くなるなどの特色がみられる。彼らは塩田作業に精通しており、塩田の土地生産力を向上させる推進力になった。そしてこの時期になって、確かに瀬戸田塩田の土地生産力は全般的に向上している。

当初、特定の地主がかなりの面積割合の塩田を所有していたが、次第に分散化の傾向をたどることによって自作化し、塩田における寄生地

主的土地所有は農地改革によらずして崩壊するという現象は、昭和になってからは瀬戸田でも共通的にみられる。そして彼ら自身には当初その意図は全くなかったのであるが、瀬戸田塩田における寄生地主的土地所有を崩壊させるに至った主要な担い手としても、大島などからの出稼ぎ移住者の役割は大きかったといえるであろう。(和歌山工業高等専門学校)

〔付記〕 平素から塩業研究の上で多大のご指導を賜わっている広島大学の渡辺則文教授や有元正雄教授、同僚の相良英輔助教授をはじめ、度重なる現地での聞き取り調査に快く応じて下さった関係者の皆様方に、心から厚く御礼申し上げる次第である。

なお小稿は昭和55年4月、日本地理学会春季大会で報告したものを一部訂正加筆したもので、昭和54年度文部省科学研究費補助費、一般研究(D)(課題番号468, 091)による研究成果の一部である。

〔注〕

- 1) 重見之雄「塩田の所有形態とその変化について(1)一特に山口県平生塩田を中心として一」『歴史地理研究と都市研究・下』大明堂、1978、338～395頁
- 2) 同上「同上(2)一特に愛媛県伯方塩田を中心として一」歴史地理学会会報第94号、1977、1～10頁
- 3) 同上「同上(3)一広島県竹原塩田を中心として一」日本塩業の研究第19集、1980、165～183頁
- 4) 同上「同上(4)一特に広島県松永塩田を中心として一」地理科学第30号、1978、27～37頁
- 5) 専売局『大日本塩業全書』第四編(「尾道塩務局瀬戸田出張所(生口島)ノ部」1915、3頁より引用、なおその他の塩田の開発年代も同書2～3頁による。
- 6) 渡辺則文「生口島塩田史おぼえがき」広島県教育委員会編『塩の民俗資料緊急調査報告書』1974、96頁
- 7) 日本専売公社中国支社所蔵「塩製造許可台帳」による。
- 8) 加茂 詮「近代日本塩業生産構造の展開過程概説」日本塩業の研究第1集、1958
- 9) 前掲注6)書、101～106頁
- 10) 「全国商工人名録」第2版、明治31年(1898)
- 11) 豊田郡教育会編『豊田郡誌』昭和10年(名著出版、1972)、234頁

- 12) 宮本常一「瀬戸田の浜旦那と民具」広島県教育委員会編『塩の民俗資料緊急調査報告書』1974, 140～141頁
- 13) 前掲注6) 書, 99～104頁
- 14) 前掲注12) 書, 140頁
- 15) 前掲注11) に同じ
- 16) 前掲注6) 書, 100頁
- 17) 前掲注11) に同じ
- 18) 専売局『塩業組織調査書』1913, 291頁
- 19) 20) 前掲注12) 書, 143頁
- 21) 前掲注12) 書, 142頁
- 22) 前掲注2) に同じ
- 23) 前掲注11) 書, 197頁
- 24) 三原市役所所蔵「土地台帳」による。
- 25) 前掲注11) 書, 239頁
- 26) 有元正雄「瀬戸内島嶼部における資産形成の一事例—広島県豊田郡瀬戸田町堀内家の場合—」内海文化研究紀要第7号, 国史学班調査報告, 1979, 17～31頁
- 27) 相良英輔「明治期塩業における流通機構の特質」後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店, 1978, 361～394頁
- 28) 前掲注26) に同じ
- 29) これらの内情については、堀内よし女史からの聞き取りによる。
- 30) 得能賀衛氏からの聞き取りによる。
- 31) 前掲注5) 書, 94頁
- 32) 前掲注30) に同じ
- 33) 元瀬戸田塩業組合役員, 西本公人氏からの聞き取りによる。
- 34) 前掲注5) 書, 93頁
- 35) 重見之雄「塩田の自作化をめぐる若干の問題—特に香川県および山口県平生塩田を中心として—」人文地理28—1, 1976
- 36) 37) 専売局瀬戸田出張所「広島地方専売局瀬戸田出張所沿革誌」大正14年
- 38) 日本塩業研究会『日本塩業大系特論民俗』1977, 589～597頁
- 39) 前掲注18) 書, 347頁
- 40) 明治38年以後の「塩製造許可台帳」による。
- 41) 田村善次郎「労働」広島県教育委員会編『塩の民俗資料緊急調査報告書』1974, 124頁
- 42) 前掲注18) 書, 288頁
- 43) 前掲注36) に同じ
- 44) 重見之雄「流下式塩田への転換と塩業者の対応—特に坂出・宇多津塩田を中心として—」人文地理24—6, 1972

The Changing Ownership of Salt Fields (5)

Mainly Focused on the Salt Fields at Setoda in Hiroshima Prefecture

Yukio SHIGEMI

The first paper of this study series is about Hirao in Yamaguchi Prefecture, the second about Hakata in Ehime Prefecture, the third about Takehara, and the fourth about Matsunaga in Hiroshima Prefecture. This fifth paper deals with Setoda in Hiroshima Prefecture.

The Setoda salt fields are the oldest in Hiroshima Prefecture, next to those of Takehara. The main owners of the Setoda salt fields made money through trading activities and gradually increased their salt field holdings after the end of the Edo period. The biggest owner who continued to increase salt field holdings throughout the Meiji period, was the Horiuchi family. They possessed 65 ha of agricultural and other land, besides 27 ha of salt fields. Many of the owners sold their salt fields during the Meiji period. Even the Horiuchi family sold about half of their salt fields in and after the Taisho period because of the failure of their other enterprises, that is, their financial businesses and their textile industry which they had started in the Meiji period.

There were workers came from Oshima in Ehime Prefecture and other prefectures. In time, they became tenants working salt fields entrusted to them by owners and, later, some of them grew to be salt field owners themselves. Thus, while at first, the salt fields were possessed by a limited number of owners, they were gradually divided into small-scale ones owned by former tenants.